

指 名 停 止 一 覧 表

令和3年4月15日現在

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
東京都渋谷区渋谷一丁目1 6番14号 東急建設株式会社 取締役社長 寺田 光宏	令和3年4月15日から 令和3年5月14日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不 誠実な行為)	左記業者が請け負った東京都目黒区の病院建設工 事において、平成29年6月23日頃、下請負人にパ イプサポートを支柱として用いた型枠支保工を組み 立てさせるにあたり、下請負人の労働者の労働災害を 防止するために必要な措置を講じなかったとして、左 記業者及び左記業者の使用人が労働安全衛生法違反 により略式起訴され、令和2年2月12日付けで東京 簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると 認められるので指名停止を行うものである。